

安心・つながり・地域福祉部会 からのご意見と区役所の考え方

議題（１） 令和３年度予算事業及び運営方針（案）

番号	ご意見等の該当箇所	ご意見等	区役所の対応・考え方
①	具体的取組 2-2-1 地域福祉コーディネーターによる福祉相談の充実や見守り体制の強化	内容については、資料 1 のとおりだと思う。コロナ禍が長引き、いままで通りの、 対面での 目配り 気配り 心配りの見守りが難しく 今後は おうち日和のポスティングの継続（高齢者が頑張っている人を知ることで気力がでる） 安心カプセルの再度配布（緊急時の備え） てくてくスタンプラリー推進（筋力低下を防ぎ、転倒予防になる）といったように、暫く、見守りのかたちもかわるのではないかと思う。	コロナ禍により地域福祉コーディネーターが行っていた「顔が見える関係づくり」ができなくなり、それに代わる活動として、現在「おうち日和」の各戸配付や電話での安否確認など、方法を模索しながら見守り活動を行っています。 ご意見のとおり、今後も状況に応じた活動方法を検討しながら、福祉相談の充実に向けた取り組みを進めます。
②	具体的取組 1-1 防災のまちづくり	②-1 毎年、広報みやこしまで防災マップを配布されているが、水害ハザードマップさらには地震防災マップの配付を検討されてはどうか。 また市民防災マニュアルも数年おきに全戸配布されるのか。 区民防災ハンドブックも作成されてはどうか。	②-1 今後、区広報誌に水害ハザードマップ等も掲載することを検討します。 市民防災マニュアルについては、平成 26 年に全戸配布しました。現時点では、全戸配布する予定はありません。 なお、当区では、転入された方など必要とされる方に随時、お渡ししております。 また、当区では、災害時の避難場所や災害時の備えなど毎年度、最低限必要な情報を掲載した防災マップを作成しております。 こうした情報については、区役所ホームページに掲載しておりますので、いつでもご覧いただけますし、資料の配布も行っております。

安心・つながり・地域福祉部会 からのご意見と区役所の考え方

		<p>②－２ 区民の防災意識の向上のため、防災についての啓発活動をもつと区民に浸透させる方法の検討が必要。</p> <p>②－３ 昼間と夜間の人口の差が多い当地域において、避難所の開設計画等がどのようになっているのか、指針等があるのか、あるのであれば区民として閲覧が簡単にできようになっているのか、情報発信をお願いしたい。</p> <p>②－４ 別件だが、東京外環道トンネル工事による陥没事故が報道された。都島区も今後、寝屋川北部地下河川工事と淀川左岸線延伸部が大深度地下使用されるが、地域住民に対する説明は何時ごろから行われるか、計画を都島区役所としてどこまで把握されているのか、わかる範囲でお教え願いたい。</p>	<p>②－２ 防災意識の向上を図るため、区広報誌、ホームページ及び Facebook などの SNS の活用、並びに地域防災訓練や出前講座など様々な機会を通して、啓発活動に取り組んでいるところですが、ご指摘のとおり、さらに区民に浸透させていく必要があると考えています。今後とも区民の皆さまのご意見もいただきながら、様々な機会を捉え、啓発活動に取り組みます。</p> <p>②－３ 避難所の開設については、災害時に区民等の避難が必要な場合に、小学校などの災害時避難所を開設することになります。区役所では、防災計画の基本的な事項を検討し、区役所の責務・役割を明確にした都島区地域防災計画を策定しております。また、区内全ての地域におきましても地区防災計画を策定していただいております。これらの計画については、区のホームページに掲載しております。引き続き、広報誌や SNS 等を活用し、情報発信にも努めます。</p> <p>②－４ 寝屋川北部地下河川事業につきましては、事業者である大阪府寝屋川水系改修工営所において、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」適用のための申請に先立ち、平成 30 年 5 月に都島区及び城東区において住民説明会を、翌 6 月に公聴会を開催され、平成 31 年 3 月に適用について国の認可を取得されました。今後の実施について、同工営所に確認したところ、現在、城東区関目において「城北立坑」の築造工事を令和 8 年 2 月末竣工の予定で進められており、工事完了後、まずは同立坑から上流側にあたる鶴見緑地内の「鶴見立坑」までの整備を進めていく計画とのことでした。また、その後、同立坑から下流側に向かって放流先の一級河川大川まで都島区域で整備を進めていくこととさ</p>
--	--	---	--

安心・つながり・地域福祉部会 からのご意見と区役所の考え方

			<p>れており、「淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画」においては、令和 26 年度の完成が目標となっています。</p> <p>地域の皆様への説明については、城北立坑築造工事の工事前の令和元年 11 月に周辺住民の方に行われた説明会と同様に、各々の工事の実施に際して、該当区域での事業進捗に併せて適切な時期に開催していく予定ということを確認いたしました。</p> <p>なお、寝屋川北部地下河川事業を含む「寝屋川流域総合治水対策事業」については、その内容と進捗状況等に関して城東区関目の城北立坑築造工事の現場に併設された「城北インフォメーションセンター」において、情報提供が行われています。事前に予約が必要ですが、見学も可能とのこと。詳しくは城北立坑のホームページ (https://shirokitatateko.sakura.ne.jp/content/ic/) でご覧いただけます。</p> <p>淀川左岸線延伸部につきましては、事業者である浪速国道事務所に確認したところ、各事業者において、「現在、調査設計を進めている段階」とのことであり、地元の皆様への説明時期については、「現時点では未定。」とのことでした。</p> <p>区におきましては、今後とも、関係部署とともに、調査結果などを注視しながら、地元の皆様への説明を行うよう、事業者へ働きかけてまいります。</p>
③	<p>具体的取組 2-1-1 地域コミュニティの推進</p>	<p>昨年度から続いている新型コロナウイルスの感染防止のため、地域活動が制限されている状況であり、区民まつりが開催できるのかどうかかわからない状況であり、また地域活動協議会の活動も制限されている状況で、例年通りの予算額で良いのかかわからない。</p>	<p>区民まつりの開催は、感染状況を踏まえた内容となるよう工夫し、予算の範囲内で実施します。また、地域活動協議会の活動は、取組内容を工夫するなど、コロナ禍でも取り組んでいただけるよう支援します。</p>

安心・つながり・地域福祉部会 からのご意見と区役所の考え方

④	<p>具体的取組 2-2-1 地域福祉コーディネーターによる福祉相談の充実や見守り体制の強化</p>	<p>地域住民の近所付き合い等の繋がりが希薄になりつつある現状を、少しでも改善するためにも、見守りネットワークを強化していく必要がある。しかし、町内会としても個人情報保護法等で動きが取れないのも現状。</p>	<p>地域における見守りについては、民生委員・児童委員や地域団体などにより、地域の実情に合わせた活動を展開していただいています。</p> <p>ご意見のとおり、個人情報保護法等の法令遵守が前提ですが、見守り体制の強化に向け、都島区社会福祉協議会に委託している「見守り相談室」や「地域福祉コーディネーター」を調整役として、引き続き、活動にかかる課題の共有に努めつつ、今後も本人同意のもと作成された要援護者名簿を有効に活用した見守り体制の強化に取り組みます。</p>
⑤	<p>具体的取組 1-1 防災のまちづくり</p>	<p>⑤—1 2021 年度中に淀川連絡線跡地に災害時に活用できるコミュニティ広場が完成するそうだが、何月ぐらいに出来るのか。 具体的にどんな事に利用出来るか。</p> <p>⑤—2 災害時にペット同行避難がすすめられているが、避難所によっては同伴できない可能性もあるそうだ。その場合、このコミュニティ広場や公園にテントを張って避難してもいいか。 ふだん吠えない犬でも、災害で敏感になっていたり、動物アレルギーの人たちへの問題などで、ペットを飼っている人は、避難所に行きたいが、迷惑をかけるかもしれないし、気をつかうので、行けないと嘆いている方々が、私も含めたくさんいる。</p>	<p>⑤—1 令和3年度に造園等工事を行い、同年度中（令和4年3月末まで）に開設を予定しております。</p> <p>利用については、今後、地域活動協議会等のご意見も伺いながら、災害時の一時的な避難場所はもとより、子どもから大人まで幅広い世代が集いコミュニティあふれる場となるよう規約等を検討します。</p> <p>⑤—2 区内の小中学校等に開設する18カ所の災害時避難場所については、災害時にペットとの同行避難が可能です。</p> <p>なお、ペットが避難する場所については、避難所を運営する避難所運営委員会において、校庭など校内のどこに設置するかを決定することとなっています。また、災害の状況に応じて避難所ごとにルールが作られることとなりますので、飼い主の方は、その決められたルールに沿ってペットの飼育をお願いすることとなります。</p> <p>詳しくは、大阪市ホームページに掲載している「避難所開設・運営ガイドライン」の「ペットの救護対策」を参照ください。</p>